主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人高野亦男、同森吉義旭の上告理由について。

特殊清算人(昭和二三年政令第二五一号による改正前は特殊整理人)は政府によって指名又は選任されるが、その地位は閉鎖機関(昭和二一年大蔵・外務・司法省令第一号による改正前は指定機関)の機関たるに過ぎないこと、したがつて、特殊清算人が特殊清算(前記政令による改正前は特殊整理)事務の執行として行う閉鎖機関の財産の処分、債務の弁済、清算費用の支出等の行為は、私法上の行為であって公法上の行為ではないこと、よって、上告人らが国を相手どり、閉鎖機関たるり株式会社の特殊清算人が特殊清算事務として実施した同会社の財産等の処分行為の取消を求める本件抗告訴訟は、訴訟の対象を欠く不適法なものであるとした原審の判断は、すべて正当であって、是認することができる。

論旨は、いずれも、叙上に反する独自の見解に立脚して原判決を非難するに過ぎず、論旨引用の諸判決は、本件に適切でない。それ故、論旨はすべて理由がない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	山	田	作之	助